

平成28年度
横須賀市 障害とくらしの支援協議会
活動報告書

横須賀市 障害とくらしの支援協議会

平成29年8月

【目 次】

◇ 平成 28 年度の障害とくらしの支援協議会（協議会）の活動内容 (P 2 ~ P 2 8)

1. 協議会の役割とその位置づけ等について (P 2 ~ P 3)
2. 平成 28 年度の協議会の活動方針の概要 (P 4)
3. 平成 28 年度の協議会の活動成果の概要 (P 5 ~ P 6)
4. 全体会の概要及び開催状況等について (P 7 ~ P 1 5)
5. 実務者運営会議（事務局会議）の概要及び開催状況等について (P 1 6)
6. 個別支援調整会議の概要、開催状況及び活動成果等について (P 1 7 ~ P 1 8)
7. くらしを支える連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について (P 1 9 ~ P 2 0)
8. 支援ネットワーク連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について (P 2 1 ~ P 2 2)
9. しごと支援連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について (P 2 3 ~ P 2 4)
10. こども支援会議の概要、開催状況及び活動成果等について (P 2 5 ~ P 2 8)

◇ 参考資料（表紙） (P 2 9)

1. 協議会の設置要綱 (P 3 0 ~ P 3 3)
2. 協議会の傍聴に関する要領 (P 3 4 ~ P 3 5)

平成28年度
横須賀市 障害とくらしの支援協議会

<活 動 内 容>

◇ 平成 28 年度の障害とくらしの支援協議会（協議会）の活動内容

1. 協議会の役割とその位置づけ等について

（1）役割・・・関係機関等の情報共有と地域の実情に応じた支援体制の整備

協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場である。

そこでは、地域における障害児者等の相談支援の個別事例を通じて明らかになった課題を共有し、個別事例から地域全体まで視野に入れた支援体制の整備につなげていくことが重要となる。

協議会では、こうした相談支援を軸とした取組みを着実に進めながら、障害当事者や家族とともに、障害児者の地域での生活を支える支援体制を確立させ、横須賀市と協働して障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指す必要がある。

（2）位置づけ・・・様々な地域の課題に対する柔軟な対応と情報発信の場

協議会は、行政も民間事業者も当事者等も障害児者に関係する人々が対等の立場にたち、行政主導ではなく、特定の分野に偏ることなく情報共有及び意見交換、事例検討を行う場であることが求められているため、社会福祉審議会のように、地方自治法に基づく市の附属機関として市長の諮問に基づく事項のみを検討する組織とするのではなく、様々な地域の課題に柔軟に対応できる組織としている。

一方、協議会は、市が附属機関として施策立案をするために専門的に設置する機関ではないが、そこで議論された事柄が実際に支援する現場で生かされるようにする必要がある。

そのためには、全体会等において障害当事者や家族、地域の支援者等も参画し、幅広く市内の現状や課題について共有化を図り、問題意識を高めることを通じて、横須賀市の障害児者の支援における情報発信の場としていくことが必要である。

（3）協議会と市の関係・・・協議会の委員として社会福祉審議会などに参加

協議会では、これまでも専門分科会の活動など、現場レベルの方々に協議を行うことを特徴の一つとしてきた。現場レベルで集まることで共通理解が生まれ、視野も広がり、協議で得られた学びや課題解決に向けた意見交換から、日常の実践や今ある関係機関との有機的な連携につなげていくことができたが、現実的には協議会の議論だけでは解決できない課題も出てきている。

市は協議会の設置主体であるとともに、協議会を構成する一員として、協議内容から、市として取り組むべき課題について役割を果たすよう取り組んできたが、従来のように協議会の中だけで完結する組織であることには限界があったといえる。

そこで、市の施策の全体や方向性を検討する際に、現場レベルの声を伝える方法として、社会福祉審議会等の委員に、従来のような委員の重複という形態ではなく、協議会の代表等が社会福祉審議会等の委員の一員として参加していく仕組みとしている。

一方で、社会福祉審議会や市内外の支援機関又は関係者に、協議会による現場の声を情報発信していくため、協議会としても、協議会で活動した内容、議論から出てきた解決できない課題やその方策について、本報告書を作成している。

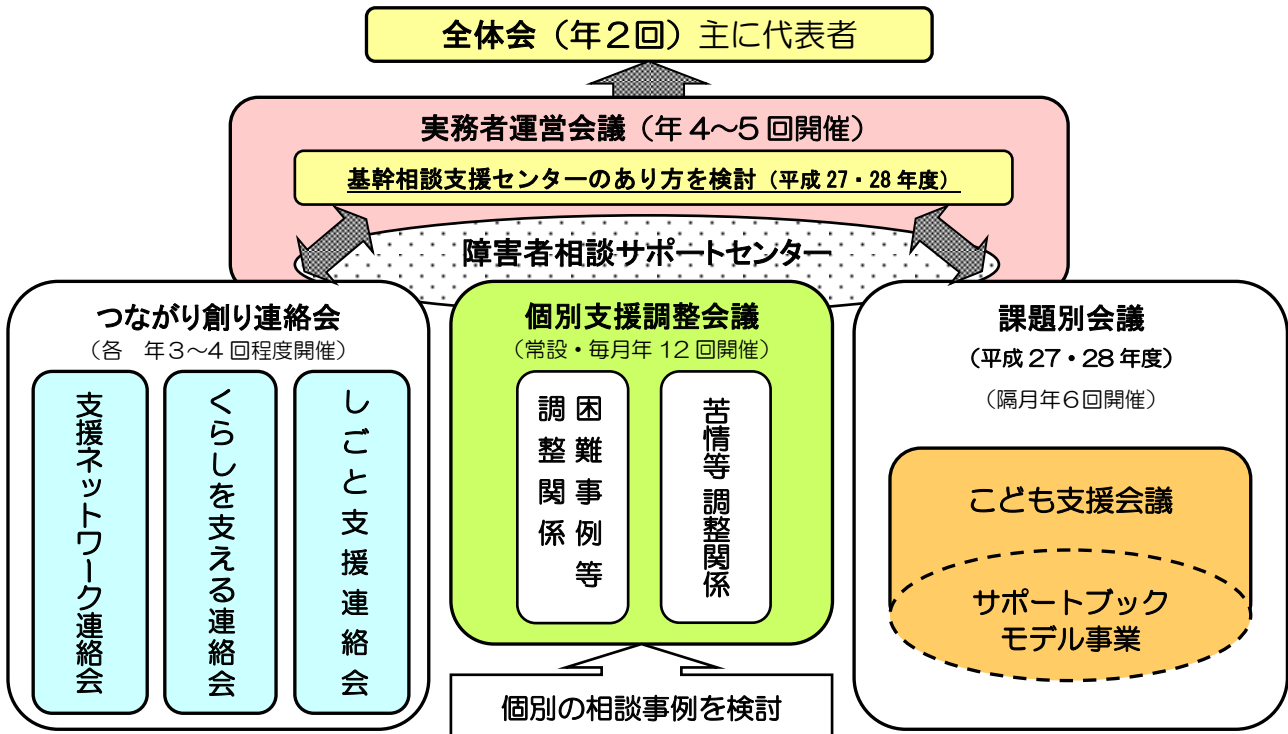
（4）協議会と市町村障害福祉計画との関係・・・市は協議会から意見聴取

平成 24 年 4 月 1 日の法改正により、「市町村は、協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。」とされたため、第 4 期市町村障害福祉計画（計画期間は平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間）の策定にあたって、平成 26 年 8 月に、本協議会から市に対し施策等に関する意見書を提出している。

なお、本市は、協議会等の意見も踏まえ、平成 27 年 2 月に同計画を策定している。

(5) 平成28年度の協議会の組織

組織図



<全体会>

個別事例から地域全体までを視野に入れ、各連絡会・各会議の現況の報告を受け、その内容について意見交換し、協議する場。障害関係機関だけではなく、多くの福祉関係機関への周知を役割とする。

<実務者運営会議>

協議会の運営全般に関わり、各連絡会・各会議の進捗状況を把握し検討課題の抽出や進行管理を務めることを役割とする。また、各会議等からの意見を集約して、平成27・28年度に基幹相談支援センターのあり方を検討する。

<障害者相談サポートセンター（4委託相談事業所）>

市の担当者と共に各部会・各会議の運営に直接関わり促進させる役割を負う。更に、基幹相談支援センター事業を将来的に担える相談支援者を育成することを目的とする。

<つながり創り連絡会>

障害当事者や家族、サービス提供事業所、相談支援事業所、就労支援機関との定期的な会議や活動企画の開催等により、地域連携をより充実させ、ライフステージ毎に切れ目のない支援を確立することを目的とする。

くらしを支える連絡会は、地域生活を支えるために、今ある資源の状況把握と有効活用など、具体的なサービス提供のあり方を検討するとともに、活動企画の開催による地域の課題の抽出や関係機関の連携と支援力の向上を図る。

支援ネットワーク連絡会は、相談支援機関の役割分担などの地域の相談支援体制のあり方やサービス等利用計画等の効果的な推進方法を検討するとともに、地域の相談支援機関とサービス提供事業所等との連携や支援力の向上を図る。

しごと支援連絡会は、企業情報の共有化による就労先の開拓や就労後の職場定着支援などの一般就労に対する支援や受注機会の拡大などによる福祉的就労の場の充実について検討するとともに、地域の障害者就労施設と就労支援機関の連携や支援力の向上を図る。

<個別支援調整会議>

個別事例を扱うことのできる場として構成する。単なる事例検討ではなく、具体的な介入や解決を目指す。

困難事例等調整関係は、具体事例への対応を共有することで、そのノウハウを積み上げることにより、支援者のスキルアップを図る。

苦情等調整関係は、利用者の苦情等を受けた相談支援事業所とサービス提供事業所との間に、障害福祉課が第三者役割を負うことで、より穏やかで前向きな解決調整を図る場とする。

<課題別会議>

つながり創りや個別支援調整会議の中で検討・解決を迫られている課題について、実務者運営会議がその解決の目的を明示して会議を設定する。

こども支援会議は、障害のある児童の支援に係る基本情報の作成、その活用方法の検討や関係機関の役割の調整を行うことにより、児童期におけるライフステージに応じた適切な支援や地域の教育と福祉と家庭の連携のための仕組みづくり（サポートブックの作成と活用）を目指す。⇒平成27・28年度にサポートブックのモデル事業を実施

2. 平成28年度の協議会の活動方針の概要

- (1) 協議会は、平成27年度に引き続き、全体会、実務者運営会議、個別支援調整会議、つながり創り連絡会（くらしを支える連絡会、支援ネットワーク連絡会、しごと支援連絡会）、課題別会議（こども支援会議）を組織し、活動を行う。
- (2) 全体会は、年2回開催し、各連絡会や各会議からの報告等によって情報共有や意見交換を行い、地域のネットワークの構築、支援体制の整備に向けた協議及び『障害者の権利擁護』をテーマとした研修会を12月に実施する。
- (3) 平成27年度に基幹相談支援センターのあり方について検討した結果について、「基幹相談支援センターのあり方に対する協議会の意見」として取りまとめ、市に対して、意見として提出する。
- (4) 平成28年度は、平成25年度に協議会の組織が大幅に改編されてから2期目の最終年度にあたること、平成29年度から基幹相談支援センターが設置されることなどから、協議会の位置づけや役割の見直し、それに伴う組織の改編について、実務者運営会議を中心に検討する。
- (5) 平成25年度及び平成26年度の活動報告書については、協議会の成果として広く関係機関で共有し、多くの人に周知、公開できるよう、市のホームページに掲載しており、平成27年度の活動報告書も引き続きホームページに掲載する。

3. 平成28年度の協議会の活動成果の概要

【関係機関等による情報共有と地域の実情に応じた支援体制の整備についての協議】

平成28年度の協議会の活動としては、全体会（2回、研修会1回）、実務者運営会議（4回）、個別支援調整会議（12回）、つながり創り連絡会として、くらしを支える連絡会（3回、活動企画1回）、支援ネットワーク連絡会（4回、コアメンバー会議2回、勉強会1回）及びしごと支援連絡会（3回、受注機会拡大プロジェクト3回）、課題別会議として、こども支援会議（6回、サポートブックに関する説明会2回、意見交換会1回、研修会1回）を開催し、関係機関等による情報共有と地域の実情に応じた支援体制の整備などについて協議した。

全体会では、「サービス等利用計画に乗れない方、マッチングする福祉サービスがない方のニーズというのは、相談支援事業所の課題として検討していく必要がある」、「基幹相談支援センターのあり方に対する協議会の意見について、あったら良いなという機能はたくさんあるが、事業を受ける側のハードルが高いので、その部分をもう少し考慮した計画にしないと、実効性から離れてしまうのではないか」、「個別支援調整会議について、個別事例の横顔が見え、リアルに活動内容の推測ができ、全体会における問題の共有化ができたように思う」、「相談支援事業が実のある活動を展開していくためには、その受け皿である各種サービスが充実していなければならない」、「市内の特別支援学校の高等部卒業生について、生活介護事業所への希望者が多く、週5日の利用ができないケースが多くあり、特に、肢体不自由部門の生徒が利用できる場所が少ないなど、当事者にマッチした事業所を探すことが困難になってきている」、などの意見が出された。

なお、各連絡会・各会議の主な取り組みについては、次のとおり。

◇ 困難事例検討会議での事例検討 ◇

個別支援調整会議において、日々のケース会議の際にどのように進めていくとよいか、検討する際の視点や検討方法にも工夫ができるような事例検討を行った。

検討した事例の振り返りも実施し、困難事例について支援の内容や質の均一化を図った。

◇ 介護保険への移行に関する課題解決への取り組み ◇

くらしを支える連絡会において、日々関わっている障害のある人の生活をより豊かにするために、「障害福祉サービスと介護保険がどのように協働あるいは連携することができるのか」、「高齢化する障害のある人の地域での生活を支えるためには、どのような制度の活用が求められるのか」という視点から、解決に向けて検討することが課題として浮き彫りとなった。

今後、障害福祉サービス提供者だけでなく、介護保険提供者も巻き込みながら、障害のある人を中心とした「移行」に関する課題解決への取り組みが必要となっている。

◇ サービス等利用計画等の質を高めるための取り組み ◇

支援ネットワーク連絡会において、相談支援専門員が現在作成しているサービス等利用計画の事例を持ち寄り、作成時の視点や盛り込むと良い内容をグループワークにて検討した。

また、「個別支援計画とサービス等利用計画のリンクの意識を高める」ことから、「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者と相談支援専門員の連携」につなげることを目的に、勉強会を企画・開催した。

◇ 福祉的就労の充実のための受注機会の拡大について ◇

しごと支援連絡会において、受注機会拡大プロジェクトを立ち上げ、福祉事業所へのアンケートの実施や受発注情報の双方向のやりとりが可能なメーリングリストの作成などを行った。アンケートにより、事業所の現場の生の声を共有できており、アンケート回答事業所に結果をフィードバックすることにより、他事業所の活動を参考にしてもらうことができた。

福祉的就労の発展のためには、もっと作業所や施設での障害者の作業や物品について理解してもらうことが重要であり、そのための活動が欠かせないということを確認した。

◇ サポートブックモデル事業の取り組み（総括） ◇

こども支援会議において、平成27年度から平成28年度の2か年にかけて、「関係機関での情報共有の仕組みづくり」、「家庭と教育と福祉の連携・つながりづくり」といった課題を解決するため、「サポートブックモデル事業」に取り組んだ。

モデル事業の検証の結果、サポートブックを本運用するための課題として、「作成後の更新・見直しが必要（成長によって変わる部分）」、「作成時や作成後に必要な支援を行う体制が必要」、「活用場面の積み上げが必要」、「サポートブックの活用漏れ、周知不足」などが挙げられた。

今後、サポートブックの本運用（サポートブック推進事業）をスタートさせるにあたっては、「当初の対象者は、フォロー体制を取りやすい療育相談センターや市内の特別支援学校在籍児を中心とすること」、「本運用後も、更新や見直しの効果、活用場面等の継続的な評価を行い、数年後の事業の見直し（評価を踏まえた上での改良）を行うこと」とした。

【市町村障害福祉計画策定にあたっての協議会の意見の提出方法の決定】

第5期横須賀市障害福祉計画策定にあたっての協議会の意見の提出方法として、平成29年5月から7月までの間に、実務者運営会議で具体的な検討を行い、全体会の承認を得たうえで、平成29年8月に、協議会としての意見を、文書により、市へ提出していくこととした。

【平成29年度の協議会の組織改正の決定】

「実務者運営会議」の役割として、「研修の企画」、「基幹相談支援センターの進捗状況の確認」、「市町村障害福祉計画の策定に関する協議会の意見の検討」を追加すること、「しごと支援連絡会」を廃止して、役割の一部を課題別会議に移行すること、「支援ネットワーク連絡会」の名称を「相談支援ネットワーク連絡会」に変更すること、「こども支援会議」を「課題別会議」から「つながり創り連絡会」へ移行し、名称を「こども支援連絡会」に変更すること、「個別支援調整会議」の「困難事例検討会議」を、指定相談支援事業所が支援困難事例を相談できるシステムとして実施すること、「課題別会議」として、「受注機会拡大プロジェクト」、「短期入所利用調整プロジェクト」、「移動支援のあり方検討プロジェクト」を新たに設置すること、市町村障害福祉計画の策定に関する意見を検討しやすくすることなどを理由に、協議会の委員の任期について、2年から3年に延長すること、などの組織改正を決定した。

【市のホームページ等による情報発信】

平成27年度の協議会の活動報告書を、市のホームページに掲載した。

また、平成28年6月に、「基幹相談支援センターのあり方に対する協議会の意見」を、市のホームページに掲載した。

4. 全体会の概要及び開催状況等について

【全体会の概要】

| | |
|-------------|--|
| 役割 | 個別事例から地域全体までを視野に入れ、各連絡会・各会議の現況の報告を受け、その内容について意見交換し、協議する場。 障害関係機関だけではなく、多くの福祉関係機関への周知を役割とする。 |
| 回数 | 年2回 ※ 研修会1回 |
| 委員構成 | 横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会、横須賀市障害関係施設協議会、児童系サービス事業所、横須賀・三浦作業所連絡会、 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会 横須賀・三浦ブロック、居宅介護事業所、横須賀グループホーム連絡会、障害者施策検討連絡会、障害当事者（たけのこ会）、障害者相談サポートセンター、就労系サービス事業所、 よこすか障害者就業・生活支援センター、横須賀商工会議所、横須賀市社会福祉協議会、横須賀市民生委員児童委員協議会、横須賀市障害福祉相談員連絡会、 神奈川県立武山養護学校、横須賀市療育相談センター、神奈川県鎌倉保健福祉事務所、横須賀市児童相談所、健康部保健所健康づくり課、こども育成部こども青少年支援課、教育委員会学校教育部支援教育課、福祉部障害福祉課 |
| 事務局 | 福祉部障害福祉課 |

【全体会の開催状況】

| | 開催日 | 内 容 |
|-----|-------------------|--|
| 第1回 | 平成28年 5月24日(火) | <ul style="list-style-type: none"> * 平成27年度 協議会活動報告について * 平成27年度 障害者相談サポートセンターの活動報告について * サービス等利用計画等の進捗状況について * 各連絡会・各会議の活動状況について * 平成28年度の協議会の取り組み（案）について * 基幹相談支援センターのあり方に対する協議会の意見（案）について * 意見交換 |
| 研修会 | 平成28年 12月8日(木) | <ul style="list-style-type: none"> * 主に協議会を構成する地域の関係機関の職員を対象にした「障害者の権利擁護」の研修会を実施 <p><テーマ> 職員による虐待を防止するための組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> * 「職員による虐待を防止するための組織づくり」について、各支援機関（障害者支援施設、就労継続支援B型事業所、居宅介護事業所、行政）の立場から、パネルディスカッションを行った。 * 具体的な取り組みや事例の紹介を通して、各現場での日常的な支援の振り返りのきっかけを与えることを目指した。 |
| 第2回 | 平成29年 3月29日(水) | <ul style="list-style-type: none"> * 各連絡会・各会議の活動報告について * 権利擁護研修会の報告について * サービス等利用計画等の進捗状況について * 基幹相談支援センターの設置について * 第5期横須賀市障害福祉計画策定にあたっての協議会の意見について（案） * 平成29年度の協議会の組織改正（案）について * 意見交換 |

【全体会での主な意見など】

| | 内 容 |
|-----|---|
| 第1回 | <p>＜平成27年度の協議会の活動報告について＞</p> <p>○ この活動報告書の中に、個別支援調整会議の困難事例について具体的な報告をしていただいたことを、本当に心からお礼を申し上げたい。 報告書の中に具体的な事例が記載されていることで、全体会の委員は今の障害者福祉の状況をより一層共有ができると思う。</p> <p>＜サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の進捗状況について＞</p> <p>○ セルフプランからサービス等利用計画への移行の優先順位をこれから考えていくということだと思うが、今、何か案として出ているものがあれば伺いたい。</p> <p>～ 事務局より ～</p> <p>特に固まっているわけではないが、例えば重度の方を想定した場合、ヘルパーを何事業者も使っている、日中活動も短期入所も使っているという方は、当然サービス調整が必要になるので、サービス等利用計画があった方が良いということになるだろうが、就労移行支援事業所や就労継続支援B型事業所のみを使って生活している方は、1か所だけの利用なので、サービス調整をする必要はないし、特に就労移行支援事業所を使っている方は働きたいという明確な目標がある。 本人がそれを目標として計画に掲げられるし、就労移行支援事業所の方で支援ができるので、そういう方に関してはセルフプランでも良いのではないかという意見が上がっていた。 そういった意見を積み上げて、何らかの形で大まかな優先順位の目安ができれば良いと考えている。</p> <p>＜各連絡会及び各会議の活動状況について＞</p> <p>○ 今の横須賀に何が足りないのか、見えてこなかった。例えば、サービス等利用計画や個別支援計画を作成する中から実際にどんな課題が見えてくるのか。 この4月から障害者差別解消法が施行されたが、横須賀の街で暮らしていく中でそのテーマはどこで取り上げてくれるのか、街で暮らす当事者の声はどこで拾われていれるのか。 これからの横須賀の障害福祉のあり方を考えた時に、何が課題なのか、サービスが無いのであれば、どんなサービスをどれだけ作るべきかを、今後の福祉計画に向けていくためにどうしたら良いのか。そういうことが見えなかった。 横須賀の街で暮らしていくために必要なことが見えてくると、もう少し具体的な方策が出てくるのではないか。</p> <p>○ サービス等利用計画も様々な作り方があると思うが、サービスをパッケージして組み立てていくという作り方もあるが、実際はサービスが無ければ組み立てができない。 そのできないという実態はどこに出てるのかと聞いたら、どこにも出てこない。同様にサービスにつながらない人の姿もあるはずだが、出てこない。 どこで拾っているのか。実際にやっている裏側には様々な課題があるはずだが、その裏側が課題として取り上げられるのかどうかあまり見えない。裏側にはつながらないことや、不足していることが多くあるはず。件数や割合は重要だが、本当に当事者が満足した生活をしているのか、それもデータはないが、わからないと思う。</p> <p>○ グループホーム連絡会として、グループホームを利用したい、作ってほしいという人達の人数は把握できていない。その数はどこで把握できるのかと考えた時に、せっかくサービス等利用計画を作っているのに、サービス等利用計画に近い将来グループホーム希望といった形で反映されていくと、希望者を把握するための一つの手段になるのではないか。その部分は横須賀独自でやっても良いと思う。是非サービス等計画に反映してもらいたい。 もうひとつ、グループホームが増えていかない理由を根本的に見直して改善してほしい。</p> <p>○ 例えば、サービス等利用計画を作る時に、グループホームを将来使いたいという人達の数字を把握していくこと、周りの人は何となくグループホームが欲しいと言っているが、表に出てこない、実際どれくらいの数なのかを考えることが一つの指針になるのではないか、ということだと思う。その部分が数字上では出ていなかったということだと思う。</p> |

- サービス等利用計画に乗れない方、マッチングする福祉サービスがない方のニーズというのは、サービス等利用計画に載せているわけでもないし、具体的な数値として取りまとめているわけでもないで、相談支援事業所の課題として検討していく必要がある。そして、それをどの場で発表していくかが、課題解決につながっていくという部分である。
地域の課題や実績に上がってこない部分は、実務者運営会議で検討していく中身だと思う。今年度中にできるかはわからないが、検討していく必要はある。
- 個別支援計画の中でニーズ等も含めて聞いているはずだ。モニタリングの中で、サービスがどのように実施されているか、ニーズに対してどのような手を打ったのか、精査する。
その中から、先ほどのグループホームの課題、数の問題や質の問題も見えてくると思う。これからの課題であると思う。
- 支援ネットワーク連絡会の活動状況についてだが、よくわからないままセルフプランになってしまっている、というのはどういうことなのか。

～ 支援ネットワーク連絡会 副連絡会長より ～

ご本人・ご家族が、セルフプランや計画相談の違い等よくわからないままセルフプランを進めてしまったりしているということである。

<基幹相談支援センターのあり方に対する協議会の意見（案）について>

- 一つ確認だが、人件費はこれで大丈夫なのか。私は事業経営の仕事をしているので、予算の枠が決まってくると、その中でやりくりをしながら、何名の常勤職員と何名の非常勤職員を雇おうかとなるが、この予算では心配だ。

～ 事務局より ～

案を検討する時に、ある程度の金額や人員配置が見えてこないイメージではないかということで、載せている。

- 良く意見を集めて整理してきた案だと思う。これだけの機能で果たしてどこが手を挙げてくれるのか、どこが事業を持っていけるのか、この予算で人を集められるのか。今の委託相談支援事業所の相談支援専門員はどこへ行くのか。どういう体系になるのか。そういった様々な課題が出てくる。

実際にこの基幹相談支援センターの事業計画は、今年の 9 月に作られる。来年度の基幹相談支援センターがどういう形でできるかの構想がないと、予算を作れない。予算のために手を挙げてくれる、公共性を請け負える法人があるのか。

それらを考えると、おそらく受ける方も今から準備をしてもらわないと全く間に合わない。どこが手を挙げるのかは大きな課題だ。今ある 4 つの委託相談支援事業所が手を挙げてくれるのか。全市にわたってこれだけの計画を受け止めて進めていける力は、今ある 1 法人では無理だろう。絵に描いた餅になる。オール横須賀でやらないと絶対無理だ。

どういった基幹相談支援センターを作ったら良いかという構想を、事業委託を受ける側が考えなければいけない。他の自治体では、委託相談支援事業所に基幹という名前を付けて、そこに数百万円のお金を付けて済ませているところも多い。実際にこういった図のようなネットワークがしっかり作れていくかということ、既存の 1 法人だけがやって、そこだけが力を持って連携という部分ではなかなかうまくいかない。

その連携をうまくしていくためにはどうしたらいいかといった時に、この 9 月までに、ある程度それを受け止めていけるような機能を考えてないといけない。私が一番危惧しているのは、今ある法人や相談支援事業所が参画できるような基幹相談支援センターにしなければいけないことだ。

我々は障害関係施設協議会という外郭機関だが、皆で法人を作れないか。一つの公益法人を作れないか。そして、各法人や団体が 会員となって、その法人を運営する。そういったネットワークを基本にした法人を、オール横須賀で作れないか。

プロポーザルといった時に、ある程度手を挙げてくれるところの構想が市の中にないと、9 月時点での事業計画や予算化は難しい。とにかく時間がない。9 月までに皆で法人を作ろうではないかという動きがないといけない。

その法人をどういう形で作るかは、これからの障害とくらしの支援協議会や障害関係施設協議会でも意見をまとめてもらい、具体的な絵柄を描くために、早急に 1 つの法人を立ちあげなければと、市の動きとは全く関係なく、我々は考えている。

- 運営形態と職員の配置の基本的な考え方という部分は、これを最終的な基準にするとなると、今の横須賀の事情を見ると正直すごくハードルが高いと感じる。
例えば、基幹相談支援センターの相談員と委託の相談支援事業所の人員を明確に分けるということは、それぞれに業務を行うような仕組みを作らなければいけない。
実際には、今の相談支援も、中でいろいろなことをやりながら業務をしていて、委託相談支援事業所の上乗せで基幹相談支援センターにするとした時に、分けていくのは難しい。
同じ人が一体となって、いろいろなことを分掌業務として役割を担っていくことは、できると思う。
また、人員の部分で、常勤かつ専従ということは、12名のうち10名は常勤として置け、ということだと思うが、実際に分室等の地域性を考えて整えていく時に、事業のやりにくさを作ってしまうのではないか。バランスをもう少し考えた方が良いのではないか。
また、委託料について、家賃がかからないため仕方ないのかもしれないが、事業費が無いということは、分室を作ろうとした時に、委託を受けるところが自分達で出さなければ出来ない仕組みになっている。
あったらいいなはたくさんあるが、事業を受ける側のハードルが高いので、その部分をもう少し考慮した計画にしないと、実行性からは離れていくのではないか。
- ここにある基本的事項は、これが大前提となるのか、それともあくまで予算を取るための資料なのか。これだけのスタッフが揃わないとなったら委託費がカットされるというものなのか。そういうことも含めての内容なのか、案として一人歩きしていくものなのか。

～ 事務局より ～

考え方としては、これぐらいあったら良いというところで載せている。仮に絞った形で人数を出してもらったとしても、障害とくらしの支援協議会の意見としては、あくまで、こういう形だったら良いというものを提出してもらおうので、それはそれとして尊重しながら、現実的にどうしていくかは、また市で考えていかなければいけない。

このままでいけば一番良いのだろうが、なかなかそういう形にはならない可能性もある。試算をしないと細部の判断はできない。

- 色々な意見があると思うが、1年半かけてここまで議論してきた。今までは、利用者が知らずに自分の障害の専門ではない事業所に行ってしまった場合、それを得意とする事業所にまた行かなければならなかった。利用者側からすると、たらい回しをされている感が強く、どこに行ったら良いかわからないという、とても使いにくいシステムだった。
それで、この二層構造の案が出来上がってきたと思う。
分室ありきの話もあったが、私としては、大事なこととして、基幹相談支援センターは、ただの箱でも冠でもなく、ちゃんとした機能を果たせる、3障害の相談事業を、きちんとそこで果たせる、というしっかりしたものであって、そこにネットワーク作りを備えてもらえるものを希望したい。
1年半皆で考えてきたのだから、そこから抜けられないようなやり方を取っていただきたい。
今後どういう形で公益法人が出来上がっていくかは、皆の考え方によると思うが、オール横須賀で、皆で力を合わせて作っていき、ということがとても重要なのではないかと思う。
- オール横須賀という言葉が、基幹相談支援センターの運営に関する基本的事項①の最初に欲しい。それに近い言葉は書いてあるが、これを実現するためには、横須賀市内の全事業所の協力の下で行うといった言葉を文言として入れて欲しい。
- 基幹相談支援センターは全ての方々が協力をして作っていくということを、文章に入れることには賛成だが、入れる場所が違うと思う。運営形態をどうするかと、全てが協力するということは全然違うレベルの話なので、違うところに入れるべきだ。
- どの部分に入れるかは、会長と事務局で相談してもらうことにすれば良い。
- この基幹相談支援センターについて、専門性とか独立性とか公共性とか様々な言葉が出てくるが、忘れないでほしいのは、当事者性だ。当事者性をどのように活かしていくかが、基幹相談支援センターの最終的な成果が上がるものだと思う。当事者性なくして障害者福祉の事業は成り立たない。そこだけはひとつ、様々なところで盛り込んでほしい。
- 当事者性というのは当然のことで、なくてはならない。その部分は大事にしていきたい。文字としてはここに載ってはいないが、前提条件としてあると思う。

<各連絡会及び各会議の活動状況について>

- 個別支援調整会議について、困難事例の横顔が見え、リアルに活動内容の推測ができ、全体会における問題の共有化ができたように思う。
次に、くらしを支える連絡会の報告にあった介護保険の問題については、私も長年、障害者運動を展開しているので、機会をみて情報交換をしていきたい。
最後に支援ネットワーク連絡会のサービス等利用計画の推進について、良いことだと思うが、セルフプランが可能で、それを希望する障害者もいるので、セルフプランは残しておいた方がよいと思う。

<平成29年度の協議会の組織改正（案）について>

- 児童福祉法が改正になり、障害児福祉計画の策定が市町村に義務付けられる。
スケジュール的に障害福祉計画と一体的に行うようになってくると思う。
障害者総合支援法では協議会からの意見徴収が規定されていると思うが、児童福祉法にも同じように規定がある。障害児福祉計画についても合わせて意見を出すという整理で良いか。

～ 事務局より ～

この資料にこどもについての記載はないが、一体的に作るものだと考えている。

こども支援連絡会からも、こどもに関する課題が出てくると思うので、こどもの部分も踏まえて意見を出す形で良いと思う。

- くらしを支える連絡会で打ち合わせを行った。実務者運営会議の役割の部分で、研修だけでなく、活動企画の開催についても役割としてほしい。
活動企画は年に1～2回行う。権利擁護研修会も含めて、他にも活動企画は行うと思うので、年間を通じたプランとスケジュール管理をお願いしたい。

～ 事務局より ～

活動企画の中身は、研修のような内容も多いので、研修を広い意味で捉えると、活動企画はその手法と言えるので、問題はないと思う。

<意見交換>

- 相談支援事業が実のある活動を展開していくためには、その受け皿である各種サービスが充実していなければいけない。中でも居宅介護や移動支援のサービスは、障害者の地域生活を支える根幹を成すものだ。
今回、移動支援におけるサービス提供報告書の記載内容が非常に細くなり、知的障害者や重度の肢体不自由者には理解しがたく、プライバシーの侵害ではないかという声まで上がってきている。
最も恐ろしいのは、利用者である障害者が移動支援のサービスを使わなくなることだ。
そうなれば、横須賀市における障害者の地域生活は後退の一路を辿ることになる。
また、居宅介護のサービスにおいても、支給量を低いレベルに抑え込もうという行政側の意向があるとの誤解が生じており、このことも障害者の地域生活が前に進まない大きな要因となっている。
居宅介護の問題は親子共倒れになる危険性が伴うので、確固たる対応が必要だ。
横須賀市が障害者の地域生活を後退させるのではないかと、という誤解を取り払うためにも、今後とも、横須賀市は障害者の地域生活を推進するため、居宅介護や移動支援をはじめとした各種サービスを利用しやすくしていくことを明言してほしい。

～ 事務局より ～

2月に移動支援の事業所を集めて、書式変更についての説明会を開いた。これまでも、支給決定の時に何に使うのかを聞いて決定してきた。ただ、移動支援のあり方を考えた時に、これまで通りだと、どの形をどの目的で使うのかが見えてこなかった。

今回請求時のサービスコードとその変更に伴うサービス提供報告書の書式変更を行ったが、そのことによりデータ化できる。実態把握が今回の変更の趣旨である。

- 当事者や家族が理解できないのは問題だという提起がなされた。事業者には説明したが、家族や利用者にはきちんと説明したのか、理解が難しくなると利用が減るのではないかと、ということも、質問のひとつだったと思うがどうか。

～ 事務局より ～

基本的にサービス提供報告書は事業者が書き、内容を確認の上、ご本人や保護者の方が印鑑を押して提出してもらうものなので、ご本人や保護者に時間数等の内容を書いてもらうものではない。

利用者への周知については、移動支援の利用者は1000名を超えるので、今回は個別に郵便などで通知はしていない。

ただ、事業者から利用者向けに説明してもらうための案内の紙は作っている。障害福祉情報サービスかながわに書式をアップしている。

- 私が本日、横須賀市行政にお願いしたいのは、障害者達の誤解を解いてほしい、つまり、横須賀市は移動支援も居宅介護も後退させるつもりはない、そのことを明確に言ってほしい、それだけだ。

今の説明にある細かい事情は良くわかる。移動支援の記載内容等、細かい中身は行政に任せる。私が確認したいのは、行政の姿勢の問題だ。

これからも障害者の地域生活を推進していくために、移動支援や居宅介護をはじめとした各種サービス事業を充実させていくのだという姿勢があるかどうか、この場で明言してほしい。

私はこれまで仲間たちに横須賀市は障害者とともに歩むのだと言ってきた。その信頼関係を崩さないために、横須賀市行政の姿勢を是非明言してほしい。

私は決して難しいことを望んでいるわけではない。この協議会が障害者の地域生活を推進させるためにあるのであれば、その事務局である横須賀市行政は、障害者の地域生活を推進するということを、なぜ言えないのか。

- 横須賀市の障害とくらしの支援協議会は、全ての人が暮らしやすい状況をどうしたら作っていいのかということ協議していく場でなければならない、と我々は考えている。

その形で各部会も動いている。

その上で、横須賀市として、この障害とくらしの支援協議会をはじめとする障害者施策を今後どういう考えをとりながら進めていくのかの考え方をきちんと出していただけるとありがたい。

～ 事務局より ～

後退させる、抑制させるために我々が動いているわけではない。福祉の推進も当然で、その点については、同じ方向性だ。

ただ、個別のサービスや制度について、今のまま未来永劫縮小しない、という約束はできない。市としては予算もあるのでメリハリは必要だ。

例えば、何かの事業を行うために、別の事業を少し整理しなければならないといったことや、個別のサービスに係わるもので、従来通りのサービスが受けられなくなることが絶対ない、とは今の段階では言えない。

方向性としては後退させるつもりはない、推進するつもりで業務を進めているということは、理解してほしい。

- 何かを削減することは毛頭ない、これからも制度を充実させていく、この言葉だけで十分だ。これで、仲間にもこれまでと変わらず、横須賀市は障害者と共に歩む行政だと胸を張って言える。そうすれば、今回の移動支援のことも受け入れられるはずだ。

ぱっと出されただけでは、利用者達には何の説明もなく、ただ事業者から言われるだけなので誤解が生じる。横須賀市は障害者のことは何も考えていないと口にする人が出てくる。

私はそういう時にきちっと、それは誤解に過ぎないと言っている。そうでなければ、障害とくらしの支援協議会をやる意味が無くなる。

だから今の言葉通り、横須賀市は何かを削減するつもりはないし、これからも制度を充実させていくという、その言葉で十分だ。

- 市内の特別支援学校の高等部卒業生について、今年度、特に表面化してきた問題がある。生活介護事業所への希望者が多く、今年度週5日の利用ができないケースが複数出てきた。

2つの事業所を利用せざるをない。肢体不自由部門の生徒が利用できるところが少なく、当事者にマッチした事業所を探すことも困難になってきている。

岩戸養護学校と武山養護学校の合計で、平成26年度24名、平成27年度27名、平成28年度36名と、生活介護事業所を利用する卒業生は年々増加している。

これに、金沢養護学校と鎌倉養護学校の卒業生も一部加わってくる。生活介護事業所の取り合いになっていて、実習すら断られることもある。

| | |
|--|--|
| | <p>次年度についても、ほぼ同数の希望が出ており、進路先を今後どのように決めていくかが、大きな問題になっている。色々大変な状況は理解しているつもりだが、このままでは、望まない在宅者が出てくる。学校だけでは解決できないので、一緒に解決方法を考えていきたい。</p> <p>○ 相談に来るケースで、卒業生でこれまで児童のデイサービスを使っていた方は、18時や19時まで使っていたのに、大人になると、15時や16時で終わってしまう。 少し前までは、市内の日中一時支援で対応できていたが、共働きのご両親と、こどもが増えて夕方以降も残る方が多くなっているの、いつかパンクすると思う。 実際に、先生方には保護者の方からそういう問題は上がってきているのか聞きたい。</p> <p>○ 在学中の方はそれぞれだが、卒業生の保護者からは、15時、16時で終わってしまって、早く帰ってきてしまうので困るといった話はよく聞く。その後も置いてくれるところを探す、希望するというので、同じ事業所に希望が固まっていってしまうという問題がある。 この子にはこういうことをさせたいということがあれば、もう少し選択肢は広がるが、受け入れ時間の問題があると、希望される方は同じところを選んでくる。 その部分で保護者は苦労していると思う。調整も難しい。</p> <p>○ この問題にしろ、日中一時の問題にしろ、どこにどう上げれば良いか皆わからず、これまで協議する場がなかったのが実情だと思う。 言える環境がどこかに無ければいけないと感じる。</p> |
|--|--|

【研修会（障害者の権利擁護研修会）の概要】

＜目 的＞ 障害者支援施設、地域作業所、障害福祉サービス等に携わる職員を対象に、障害者に対する権利擁護について正しい知識と意識の高揚を図るために、障害者の権利擁護にかかるシンポジウムを開催した。

＜開催日時＞ 平成28年12月8日（木） 18時から20時

＜開催場所＞ ヴェルクよこすか 6階 ホール

＜参加者＞ 97名（前回は97名）

＜対象者＞ 市内の障害者支援施設、地域作業所、障害福祉サービス事業所、指定相談事業所等の職員、養護学校、行政職員、企業等、障害とくらしの支援協議会委員

＜研修内容＞ パネルディスカッション
* 各支援機関の事業紹介と取り組み、事例紹介など

＜講師＞

○ コーディネーター
* 社会福祉法人 みなと舎
ライフゆう スーパーバイザー 小野 克彦 氏

○ パネリスト
* 社会福祉法人 清和会
三浦しらとり園 生活第二課長 高橋 憲二 氏

* 特定非営利活動法人 グループ夢喰虫
就労継続支援B型事業所 なごみ サービス管理責任者 高梨 美恵 氏

* 公益財団法人 横須賀市健康福祉財団 訪問介護課長
よこすかヘルパーステーション 管理者 泉谷 洋子 氏

* 横須賀市 福祉部 障害福祉課
地域生活支援係 係長 松上 剛

<概要>

◇ 各パネリストからの発表（一部抜粋） ◇

【三浦しらとり園 高橋 憲二 氏】

- * しらとり園の沿革紹介。園では人権委員会を作っている。3つの部会で構成。

I アンケート部会

職員 126 名に対し自己評価アンケート実施。自らの気づきを促すため。結果は各セクションでの改善に使用するなど。見えてきた課題に対しては各寮に挙げて改善を図っていくシステムにしている。家族へのアンケート実施。部会のポイントは3つ。利用者家族の意向を組み入れた支援内容を実施、支援の透明性、現状の支援の振り返り。

II 身体拘束ゼロ部会

切迫性、非代替性、一時性の3要件を把握し、緊急時のやむをえない対応として身体拘束を実施。40名の利用者が身体拘束実施。その中で一定期間後拘束解除になる方も多い。継続されている方も時間短縮できないか取りんでいる。年々拘束解除者は増えている。

III 園内研修部会

年度内2回研修実施。外部講師2回。園内 DVD 人権研修 ホロコーストのリハーサルだった～ 障害者虐殺 70 年目の真実 ～ 観た職員の感想を見ると、それぞれの職員が利用者に接するときにどうすれば良いか考える機会、価値観の変化があったり、プラスの影響を与えている。

- * 職員の偏った考え、偏見を無くし、家族や利用者とのコミュニケーションを図ることなど、虐待のない支援ができるように努めていきたいと考えている。

【なごみ 高梨 美恵 氏】

- * 事業所の概要説明。作業はお弁当作り。登録 18 名。作業できる人は5～12 名。利用者は高齢化している。職員は指導者ではなく、共に働く仲間として力を合わせて取り組む。

- * 月1回3時間程度職員会議で個別ケースの対応や状態、個別支援計画など話し合っている。利用者の日々の状況変化に時差が出ないようにしている。臨時での職員会議も随時開催して対応している。法人内では年4回運営会議を実施し、2事業所の利用者状況共有や個別の支援など考えている。課題としては、作業に追われて忙しい職員の姿を利用者へ見せてしまっている。話しにくいと言われることもある。

- * 事業所内での研修会実施が難しく、所外の研修会や学習会に参加し研鑽している。

- * 法人理念は精神障害の方が入院し退院するときに帰る場所がない。「生活、活動をする場が必要」という故理事長の思いがあると思う。

【よこすかヘルパーステーション 泉谷 洋子 氏】

- * 事業所の概要説明。
- * 介護保険開始前のヘルパー登録研修の人も多い。社会貢献意欲が強い人、仕事が好き人が多い、やり過ぎてしまったり、感情移入してしまうヘルパーもあり、「ヘルパー事業所」として利用者へ関わる意識を持つように研修を実施。
 - ① 年1回自己評価シート。
 - ② 年2回程度、高齢者・障害者虐待防止研修。利用者が虐待を受けていないかのアンテナを高く張ることを中心に研修を企画。愛称で呼ぶことが親しいと思いがち、距離感が大事だが、現実的には難しい。
 - ③ 介護職セミナーを年3回。市と共同で実施。精神障害のある利用者さんとのコミュニケーションに困り感を覚えることが多い。言葉の行き違いでヘルパーの何気ない言葉が利用者さんを傷付けてしまうことがある。
- * 上記の取り組みを行っているが、実際には利用者からクレームがある。

例えば、無視されたと苦情の連絡があり、ヘルパーに確認すると、水仕事で聞こえていなかった。また、ヘルパーが差別用語を使った、他の利用者の話をしたなど色々。行き違いや捉え方の違いが多い。

居宅介護は1対1での対応になることが特徴で、ヘルパーへの教育が届きにくい。
- * 支援者の人権。利用者からヘルパーが殴る蹴るの暴行を受けたことがあった。すぐに警察に電話できなかったが、1週間ほどして被害届を出した。

利用者の人権が取り上げられがちだが、関わる全ての人が互いの人権を尊重できるようになればと思う。

【障害福祉課 松上係長】

- * 障害者虐待防止法が施行されて4年が経過した。
- * 国、神奈川県、横須賀市の障害者虐待の状況について報告。なお、国、神奈川県については、平成27年度の報告が間に合わず、平成26年度の数値のまま報告を行った。
- * 市内の状況としては、通報は減っているが、虐待認定数は増えている。

虐待をしたと思われる職員の退職後など、期間が経って虐待事実が発覚することがある。

「辞めれば良い」ではなく、辞めた職員が他の事業所に移っても、同じ虐待が別の場所で繰り返されていく場合がある。調査を実施したところ、「虐待を目撃しても上司に言えない、こういうものなのかと思っていた」など閉ざされた環境の中で起こることの要因が見える。

内部告発がないと表に出ない。介護経験がなくてもいきなり現場に出されるなどの声もあり、研修を受けられる環境を作ってもらうことなどが必要と感じた。

今日は本当に来て欲しい事業所の方は、研修会の開催を直接連絡したが参加していないことが残念。
- * 障害者差別解消法の説明。対応要領について厚生労働省から示されている。

横須賀市の職員向け対応要領はもうすぐ出来上がる予定。

市主催の講演会では手話通訳・要約筆記者の設置をすすめている。

5. 実務者運営会議（事務局会議）の概要及び開催状況等について

【実務者運営会議（事務局会議）の概要】

| | |
|------|---|
| 役割 | 協議会の運営全般に関わり、各連絡会・各会議の進捗状況を把握し、検討課題の抽出や進行管理を務めることを役割とする。平成27・28年度は、各会議等からの意見を集約して、基幹相談支援センターのあり方を検討する。 |
| 回数 | 年4回 |
| 委員構成 | 全体会 会長・副会長、個別支援調整会議 コーディネーター・副コーディネーター、くらしを支える連絡会 会長・副会長、支援ネットワーク連絡会 会長・副会長、しごと支援連絡会 会長・副会長、こども支援会議 座長・副座長、指定管理者（横須賀市立福祉支援センター かがみ田苑）、障害者相談サポートセンター |
| 事務局 | 健康部保健所健康づくり課、福祉部障害福祉課 |

【実務者運営会議（事務局会議）の開催状況】

| | 開催日 | 内 容 |
|-----|--------------------|--|
| 第1回 | 平成28年 5月12日（木） | <ul style="list-style-type: none"> * 平成27年度 協議会活動報告書（案）について * 平成27年度 障害者相談サポートセンターの活動報告について * サービス等利用計画等の進捗状況について * 各連絡会・各会議の活動状況について * 平成28年度 協議会の取り組み（案）について * 平成28年度 第1回全体会の議題について * 基幹相談支援センターのあり方に対する協議会の意見（案）について |
| 第2回 | 平成28年 9月15日（木） | <ul style="list-style-type: none"> * 各連絡会・各会議の活動状況について * サービス等利用計画等の進捗状況について * 基幹相談支援センターの今後の検討の進め方について * 平成28年度 障害者の権利擁護研修会の概要（案）について * 第5期横須賀市障害福祉計画策定にあたっての協議会の意見について * 平成29年度以降の協議会のあり方について |
| 第3回 | 平成28年 12月15日（木） | <ul style="list-style-type: none"> * 各連絡会・各会議の活動状況について * サービス等利用計画等の進捗状況について * 平成28年度 障害者の権利擁護研修会の報告について * 平成29年度以降の協議会のあり方について * 第5期横須賀市障害福祉計画策定にあたっての協議会の意見について * 基幹相談支援センター設置の進捗状況について |
| 第4回 | 平成29年 3月9日（木） | <ul style="list-style-type: none"> * 各連絡会・各会議の活動状況について * サービス等利用計画等の進捗状況について * 基幹相談支援センターの設置について * 第5期横須賀市障害福祉計画策定にあたっての協議会の意見（案）について * 平成29年度の協議会の組織改正（案）について * 平成28年度 第2回全体会の内容について |

【実務者運営会議での主な決定事項 及び 活動内容】

- * 平成28年度は、「基幹相談支援センターのあり方に対する協議会の意見」を取りまとめた後、その設置にあたっての進捗状況の確認を行った。
- * 「第5期横須賀市障害福祉計画（障害児福祉計画を含む）策定にあたっての協議会の意見」の提出方法について検討した。
- * 平成29年度以降の協議会のあり方について、検討を行った。その結果、平成29年度の「課題別会議」については、「受注機会拡大プロジェクト」、「短期入所利用調整プロジェクト」、「移動支援のあり方検討プロジェクト」の3つを設置することとした。

6. 個別支援調整会議の概要、開催状況及び活動成果等について

【個別支援調整会議の概要】

| | |
|-------------|---|
| 役割 | 個別支援調整会議は、個別事例を扱うことのできる会議である。 障害者相談サポートセンターの相談支援専門員と市障害福祉課のケースワーカーが対応困難事例、人権擁護に関わる事例等について、具体的な対応を協議することを目的とする。 また、当会議を通して、基幹相談支援センターの運営や成年後見制度の推進、市障害者虐待防止センターのあり方についても検討課題としていく。 |
| 回数 | 年12回 ※ 毎月第3水曜日に開催 |
| 委員構成 | 田浦障害者相談サポートセンター、久里浜障害者支援センター ゆんるり、衣笠障害者相談サポートセンター 相談室「あすなろ」、よこすか障害者地域活動支援センター アメグスト |
| 事務局 | 福祉部障害福祉課 |

【個別支援調整会議の開催状況】

| | 開催日 | 内 容 |
|--------------------------------------|---|--|
| 第1回 (第34回) | 平成28年 4月20日(水) | <ul style="list-style-type: none"> * 個別支援調整会議実施要領の確認 * 苦情等の調整のためのケース会議(障害者虐待防止センターから) * 今年度の取り組みの検討 * 困難事例検討 * 情報交換、その他 |
| 第2回 (第35回) | 平成28年 5月18日(水) | <ul style="list-style-type: none"> * 苦情等の調整のためのケース会議(障害者虐待防止センターから) * 今年度の取り組みの検討 * 困難事例検討 * 情報交換、その他 |
| 第3回 (第36回) ～ 第12回 (第45回) | 平成28年 6月15日(水) 7月20日(水) 8月17日(水) 9月21日(水) 10月19日(水) 11月16日(水) 12月21日(水) 平成29年 1月18日(水) 2月15日(水) 3月15日(水) | <ul style="list-style-type: none"> * 苦情等の調整のためのケース会議(障害者虐待防止センターから) * 困難事例検討 * 検討事項等打合せ * 情報交換、その他 |

※ 開催回数は、平成28年度の回数(括弧内の回数は、平成25年度からの通算の回数)。

【平成 28 年度の活動成果】

◇ 苦情等調整関係のためのケース会議について（毎回実施） ◇

- * 市虐待防止センターの虐待通報や苦情等の事例の報告とその事例への対応について、意見交換し、対応のスキルアップを図る場として話し合いを行った。

◇ 困難事例検討について（毎回実施） ◇

- * 会議参加者で少数グループに分かれ、1 回につき 1 事例の検討を実施した。
- * 日々のケース会議の際にどのように進めていくとよいか、検討する際の視点や検討方法にも工夫できるような事例検討を行った。
- * 検討した事例の振り返りも実施し、困難事例について支援の内容や質の均一化を図った。

<検討事例の概要>

- [4 月] 肢体不自由のある本人の望む生活と高齢介護者への支援（肢体 1 級の 50 代女性）
- [5 月] 4 月と同様
- [6 月] 療育手帳があり、窃盗歴がある本人の家族支援（療育 B2、ADHD の 10 代男性）
- [7 月] 精神的に不安定で、通所拒否を繰り返すケース（肢体 1 級、療育 A1 の 20 代女性）
- [8 月] 自殺企図を繰り返すケースをどのように支援するか（精神 1 級の 40 代女性）
- [9 月] 通所できず、引きこもりの本人と家族の支援（療育 B1 の 10 代男性）
- [10 月] 痴漢行為をやめさせたいケースへの支援（療育 B1 の 40 代男性）
- [11 月] 重複障害があり、身体表現性障害傾向の独居のケースへの支援
(肢体 1 級、聴覚 2 級、視覚 3 級、精神 2 級の 30 代女性)
- [12 月] 様々な要求・要望を訴えるケースをどのように支援するか（精神 2 級の 50 代女性）
- [1 月] サービスに関する考え方が本人・支援者双方が異なるケース
(肢体 1 級、療育 A1 の 20 代女性)
- [2 月] 母支援を主としたサービスで、ネグレクト等は好転していけるか
(肢体 2 級、療育 A2 の 10 代女性)
- [3 月] 発達障害があり、通所先や居場所が見つからないケースへの支援
(発達障害の診断のある 20 代男性)

○ ケース対象者の傾向として

- <男女比> 男性：4 件 女性：7 件
- <年齢層> 10 代：3 件 20 代：3 件 30 代：1 件 40 代：2 件 50 代：2 件
- <障害者手帳> 身体：5 件 療育：6 件 精神：3 件 発達：2 件 ※ 重複あり
- <障害サービス利用の有無> 有：8 件 無：3 件
- <警察対応> 有：4 件 無：7 件
- <性的関心> 有：2 件 無：9 件

○ ケースの家族背景の傾向として

- <同居家族> 独居：2 件 2 人：4 件 3 人：2 件 4 人：2 件 5 人：1 件
- <キーパーソン> 父：0 件 母：8 件 姉：1 件 弟：1 件 子：1 件
- <主な介護者> 父：0 件 母：7 件 姉：2 件 無：2 件

7. くらしを支える連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について

【くらしを支える連絡会の概要】

| | |
|-------------|---|
| 役割 | くらしを支える連絡会は、地域生活を支えるために、今ある資源の状況把握と有効活用など、具体的なサービス提供のあり方を検討するとともに、活動企画の開催による地域の課題の抽出や関係機関の連携と支援力の向上を図ることを目的としている。 |
| 回数 | 年3回 ※ 活動企画1回 |
| 委員構成 | 障害者相談サポートセンター、短期入所事業所等、指定管理者（横須賀市立福祉援護センター かがみ田苑）、地域福祉関係機関（横須賀市社会福祉協議会）障害当事者・家族（障害者団体連絡協議会、横須賀の福祉を推める会）、居宅介護事業所、横須賀・三浦作業所連絡会、横須賀グループホーム連絡会、医療機関、学識（神奈川県立保健福祉大学）、健康部保健所健康づくり課、横須賀市児童相談所。 |
| 事務局 | 福祉部障害福祉課 |

【くらしを支える連絡会の開催状況】

| | 開催日 | 内 容 |
|-------------|--------------------|---|
| 第1回 | 平成28年 4月25日（月） | <ul style="list-style-type: none"> * 平成27年度 第2回全体会の報告 * 平成27年度 くらしを支える連絡会の活動振り返り * 平成28年度 くらしを支える連絡会の方向性について |
| 第2回 | 平成28年 6月14日（火） | <ul style="list-style-type: none"> * 平成28年度 くらしを支える連絡会 検討課題について ＜グループワーク＞ ～ 「移行」に関する実態の共有と課題の抽出に向けて ～ |
| 第1回 活動企画 | 平成28年 8月4日（木） | <p>＜テーマ＞ ジレンマに向き合うために ～ 困っていることを共有する ～</p> <ul style="list-style-type: none"> * 支援者が日ごろ抱える多くのジレンマを、グループワークにより共有した。 |
| 第3回 | 平成28年 10月19日（水） | <ul style="list-style-type: none"> * 平成29年度以降のくらしを支える連絡会について * 介護保険制度とは（講義） |

【平成28年度の活動成果】

◇ 活動企画の実施による支援力の向上 ◇

- * 「ジレンマに向き合う」ことをテーマに活動企画を実施。支援者が日ごろ抱える多くのジレンマを共有できる場となった。
- * 「日々障害のある方と関わる中でのジレンマを共有出来て良かった」、「様々な立場の方の話が聞けて良かった」との意見が多く、ジレンマを出し合い共有することで、家族や支援者が元気になり、支援力の向上に繋がったと思われる。

◇ 次のステージへの「移行」に関する課題解決 ◇

- * 第2回目の課題検討において、高齢化する障害のある人への支援、特に介護保険への移行にまつわる事例が話題の中心となった。障害福祉サービスから介護保険への「移行」に関して、介護保険に関する不安や誤解が知識不足から生じていることも把握された。
- * 第3回目は、こうした背景により、介護保険を正しく理解したうえで、障害のある人の地域生活を支えるためには何ができるのかを検討することを目標に、「介護保険」に焦点を当てることとなった。
- * 具体的には、障害福祉サービスを熟知している介護保険課職員を講師に招き、「介護保険制度とは」というテーマで、介護保険の成り立ちや仕組み、介護保険の基礎となる原理などを講義していただいた。
- * 暮らしを支える連絡会では、講義を通して、障害福祉サービスと介護保険とでは、制度の原理、仕組みそのものが異なることが共有できたと考えられる。その上で、日々関わっている障害のある人の生活をより豊かにするために、「**障害福祉サービスと介護保険がどのように協働あるいは連携することができるのか**」、「**高齢化する障害のある人の地域での生活を支えるためには、どのような制度の活用が求められるのか**」という視点から、解決に向けて検討することが課題として浮き彫りとなった。しかし、具体的な課題解決までは、出来なかった。
- * 介護保険の提供者からは、障害福祉サービスに関する知識不足による不安があることも、確認されている。今後、障害福祉サービス提供者だけでなく、介護保険提供者も巻き込みながら、障害のある人を中心とした「移行」を検討していきたいと考えている。

8. 支援ネットワーク連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について

【支援ネットワーク連絡会の概要】

| | |
|------|---|
| 役割 | 支援ネットワーク連絡会は、相談支援機関の役割分担などの地域の相談支援体制のあり方やサービス等利用計画等の効果的な推進方法を検討するとともに、地域の相談支援機関とサービス提供事業所等との連携や支援力の向上を図ることを目的としている。 |
| 回数 | 年4回 ※ コアメンバー会議2回 ※ 勉強会1回 |
| 委員構成 | 障害者相談サポートセンター、指定相談支援事業所等、生活介護事業所、 障害当事者・家族（障害者団体連絡協議会、横須賀の福祉を推める会）、 横須賀・三浦作業所連絡会、横須賀市障害関係施設協議会 |
| 事務局 | 福祉部障害福祉課 |

【支援ネットワーク連絡会の開催状況】

| | 開催日 | 内 容 |
|---------------------|--------------------|---|
| 第1回 | 平成28年 4月26日（火） | <ul style="list-style-type: none"> * 連絡副会長の選出 * 平成27年度 障害とくらしの支援協議会全体会（第2回）の報告 * 平成27年度 支援ネットワーク連絡会の取り組みについて * 横須賀市 計画相談支援の進捗状況について |
| 第1回 コアメンバー 会議 | 平成28年 6月22日（水） | <ul style="list-style-type: none"> * 勉強会の企画について * セルフプランからサービス等利用計画につなげるための取り組み |
| 第2回 コアメンバー 会議 | 平成28年 8月3日（水） | <ul style="list-style-type: none"> * 相談支援事業所・サービス提供事業所等勉強会について * セルフプランからサービス等利用計画につなげるための取り組み * サービス等利用計画 書き方勉強会について |
| 第2回 | 平成28年 8月23日（火） | <ul style="list-style-type: none"> * 養護学校卒業生の対応について * 横須賀市 計画相談支援の進捗状況について * コアメンバー会議 報告 * セルフプランからサービス等利用計画につなげるための取り組み * 第3回 支援ネットワーク連絡会 連絡会内勉強会について |
| 勉強会 | 平成28年 8月24日（水） | <ul style="list-style-type: none"> * 相談支援事業所・サービス提供事業所等勉強会を開催 <p style="margin-left: 20px;">＜テーマ＞ 相談支援専門員とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の役割と連携</p> |
| 第3回 | 平成28年 11月22日（火） | <ul style="list-style-type: none"> * 横須賀市 計画相談支援の進捗状況について * 第2回 支援ネットワーク連絡会以降の取り組みについて * サービス等利用計画の書き方について * 平成29年度以降の支援ネットワーク連絡会のあり方について |
| 第4回 | 平成29年 2月28日（火） | <ul style="list-style-type: none"> * 横須賀市 計画相談支援の進捗状況について * 平成28年度 支援ネットワーク連絡会 活動まとめ * 平成29年度 支援ネットワーク連絡会 活動内容について |

【平成 28 年度の活動成果】

◇ サービス提供事業所と相談支援事業所の連携を深めるための取り組み（第 1 回～第 2 回） ◇

- * 「個別支援計画とサービス等利用計画のリンクの意識を高める」ことから、「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者と相談支援専門員の連携」につなげることを目的に、勉強会を企画・開催した。
- * 8月24日（水）に、社会福祉法人 風祭の森 太陽の門相談室 大友 崇弘 氏による講義、グループワーク、横須賀の福祉を推める会 佐藤 和代 氏による「家族から見た計画と連携のこと」のお話など、勉強会を実施した。
- * 相談支援事業所、サービス提供事業所、行政合わせて 55 人が参加した。アンケートでは、「支援者同士が顔合わせし、連携していけるよう努力したい」、「相談支援専門員とサービス管理責任者がより連携をとり、利用者により沿った個別支援計画を立てたい」等の意見が挙げられた。

◇ サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の質を高めるための取り組み（第 3 回） ◇

- * 昨年度は「サービス等利用計画の書式の書きにくさ」「誰に焦点を当てた計画にするか」等の課題が挙げられている。
- * 第 3 回の連絡会にて、相談支援専門員が現在作成しているサービス等利用計画の事例を持ち寄り、作成時の視点や盛り込むと良い内容をグループワークにて検討した。

<挙げられた意見 抜粋>

- ・ サービス等利用計画の基本情報は、最初に作成をした後、更新していないことが多い。本人の状況は日々変わっていくため、定期的に更新していくことが望ましいのではないかと。
- ・ さまざまな福祉サービスを利用していると、関わっている事業所の数も多い。サービス等利用計画を作成するにあたっては、大変ではあるが各事業所との連絡調整がとても重要になってくる。

◇ セルフプランからサービス等利用計画につなげるための取り組み（第 2 回～第 3 回） ◇

- * 支援ネットワーク連絡会内で、セルフプランの数が多いことが課題として挙げられてきた。
- * どのように、セルフプランからサービス等利用計画につなげていくか、今年度は、実践を含めて取り組みを検討した。

<活動経過>

- ・ コアメンバー会議で、セルフプランに対する課題の整理、優先順位を検討、セルフプランからサービス等利用計画のつなぎの素案を作成し、第 2 回連絡会で素案の内容を検討した。
- ・ 利用者や家族に直接アプローチをする前に、家族会等で取り組みの周知を行うことや、相談支援事業所のつなぎ方を丁寧に行うことが必要である等の意見が挙げられた。
 - ⇒ 9月2日 わたげ家族会にて、サービス等利用計画の説明を行った。
 - ⇒ 10月24日 相談支援事業所情報交換会にて、セルフプランからサービス等利用計画につなげるための取り組みの説明を行った。
- * 平成 28 年度は「わたげ・茜洋舎利用者」、また「ケースワーカーの把握する相談支援事業の必要性が高いと思われる利用者」を中心に取り組みを始めた。
- * 11 月更新分から 3 月更新分までで、6 名がセルフプランからサービス等利用計画に移行予定。

◇ 計画相談支援に関する情報共有（第 1 回～第 4 回） ◇

- * 事務局より、サービス等利用計画及び、障害児支援利用計画の進捗状況を報告した。
- * その他、特別支援学校高等部卒業生で、障害福祉サービスを利用する生徒のサービス等利用計画作成までの流れについて周知した。

9. しごと支援連絡会の概要、開催状況及び活動成果等について

【しごと支援連絡会の概要】

| | |
|------|--|
| 役割 | しごと支援連絡会は、企業情報の共有化による就労先の開拓や就労後の職場定着支援などの一般就労に対する支援や受注機会の拡大などによる福祉的就労の場の充実について検討するとともに、地域の障害者就労施設と就労支援機関の連携や支援力の向上を図ることを目的としている。 |
| 回数 | 年3回 ※ 受注機会拡大プロジェクト 3回 |
| 委員構成 | 障害者相談サポートセンター、よこすか就労援助センター、横須賀公共職業安定所、横須賀商工会議所、神奈川県立武山養護学校、神奈川県立岩戸養護学校、就労移行支援事業所、障害当事者・家族（障害者施策検討連絡会） |
| 事務局 | 福祉部障害福祉課 |

【しごと支援連絡会の開催状況】

| | 開催日 | 内 容 |
|-------------------------|--------------------|---|
| 第1回 | 平成28年 4月26日（火） | <ul style="list-style-type: none"> * 平成28年度 しごと支援連絡会の活動方針について * 平成28年度 障害者就労関係事業活動案について |
| 第1回 受注機会拡大 プロジェクト | 平成28年 5月31日（火） | <ul style="list-style-type: none"> * 受注機会拡大プロジェクトの主旨説明（事務局説明） * 障害者就労施設等へのアンケートについて <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの趣旨説明 ・事業所アンケート実施を決定 ・受注機会拡大メーリングリスト作成の提案、実施決定 |
| 第2回 受注機会拡大 プロジェクト | 平成28年 7月28日（木） | <ul style="list-style-type: none"> * 福祉的就労に関するアンケートについて * メーリングリスト活用ルール等について <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所アンケート結果報告 ⇒ 協力関係機関への結果伝達を決定 ・受注拡大メーリングリスト 参加状況等報告 |
| 第2回 | 平成28年 10月12日（水） | <ul style="list-style-type: none"> * よこすか就労支援ネットワークについて * 職場定着支援事業について * 職場定着サポーターについて * 受注機会拡大プロジェクトについて * 平成29年度 しごと支援連絡会について |
| 第3回 受注機会拡大 プロジェクト | 平成29年 2月21日（火） | <ul style="list-style-type: none"> * 平成29年度の目標と活動案について * 平成29年度の体制について * メーリングリストの活性化について <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度活動案を議論 ・メーリングリスト活性化に向けて議論 |
| 第3回 | 平成29年 2月28日（火） | <ul style="list-style-type: none"> * 職場定着支援、職場定着サポーター、実習情報共有、ネットワーク事業 報告 * 受注機会拡大プロジェクト 報告 * 平成28年度 しごと支援連絡会の活動報告案について * 平成29年度に向けて |

【平成 28 年度の活動成果】

◇ 一般就労について ◇

- * しごと支援連絡会とそれに関連する会議の活動の結果として、① 雇用奨励金対象企業へのアンケートからみえる離職理由に関する検討、② 職場定着サポーター事業のスタート、③ より活用のできる実習情報に関するデータベースの検討及び企業訪問、などの成果があった。

<参考：しごと支援連絡会に関連する会議等の開催状況>

| | 開催日 | 内 容 |
|---------------------------------|------------------------------------|---|
| 第 1 回 就労支援関係機関連絡会 (就労連絡会) | 平成 28 年 8 月 5 日 (金) (同日開催) | * 離職回避に向けた支援について、障害者の雇用(職場定着)に関するアンケート結果をもとに、離職原因・離職回避に関するグループワークを実施し、共通する課題と解決方法を議論 |
| 第 1 回 職場定着支援員部会 | | * 現任研修の事例として、主に課題が見える事例を選出した |
| 職場定着支援員 現任研修会 | 平成 28 年 9 月 16 日 (金) | * 職場定着支援員による事例発表と支援に関する意見交換 |
| 第 2 回 就労支援関係機関連絡会 (就労連絡会) | 平成 28 年 11 月 28 日 (月) (同日開催) | * 第 1 回の検討結果から、「本人の希望と仕事のミスマッチ」が離職原因として問題であり、そのためには、アセスメントをしっかりと行うことが重要であるという結論を得た。 |
| 第 1 回 企業情報等に関する部会 | | * 第 2 回では、一般就労に向けた支援の評価項目の必要項目について、グループワークを行い議論した。 * 企業情報等の共有・活用について、既存の情報の有効活用に向けた再検討 * 実習受入可能性の高い企業の再度の情報収集(企業訪問) |
| 職場定着サポーター 説明会 | 平成 28 年 12 月 8 日 (木) | * 職場定着サポーター希望者への概要説明 |
| 職場定着支援員 基礎研修会 | 平成 28 年 12 月 9 日 (金) | * 新規職場定着支援員のための基礎研修会(職場定着サポーター登録希望者も一部参加) |
| 第 3 回 就労支援関係機関連絡会 (就労連絡会) | 平成 29 年 3 月 23 日 (木) (同日開催) | * 第 3 回では、一般就労に向けた支援の評価項目を完成させるため、グループワークを行い議論した。 |
| 第 2 回 企業情報等に関する部会 | | * 実習情報等の再収集・整備状況及びその活用について * 職場実習受入の促進について |
| 第 2 回 職場定着支援員部会 | | * 職場定着支援事業適用事例について |

◇ 福祉的就労について ◇

- * 受注機会拡大プロジェクトをベースに、① 福祉事業所へのアンケート、② 受発注情報の双方向のやりとり可能なメーリングリストの作成、などが可能となった。
- * アンケートにより、事業所の現場の生の声を共有できており、アンケート回答事業所に結果をフィードバックすることにより、他事業所の活動を参考にしってもらうことができた。
- * メーリングリストに関しては、30 アドレスの登録があるが、10 月稼働であり、未だ情報登録は少ないため、今後より活性化していきたい。
- * 平成 29 年度に向けて、福祉的就労の発展のためには、もっと作業所や施設での障害者の作業や物品について理解してもらうことが重要であり、そのための活動がかかせないということを確認している。

10. こども支援会議の概要、開催状況及び活動成果等について

【こども支援会議の概要】

| | |
|------|--|
| 役割 | こども支援会議は、障害のある児童の支援に係る基本情報の作成、その活用方法の検討や関係機関の役割の調整を行うことにより、児童期におけるライフステージに応じた適切な支援や地域の教育と福祉と家庭の連携のための仕組みづくりを目指している。 |
| 回数 | 年6回（偶数月に隔月で開催） ※ サポートブック 【説明会】 2回 【意見交換会】 1回 【研修会】 1回 |
| 委員構成 | 障害者相談サポートセンター、神奈川県立武山養護学校、神奈川県立岩戸養護学校、横須賀市立養護学校、居宅介護事業所、児童系サービス事業所、障害当事者・家族（障害者施策検討連絡会）、横須賀市療育相談センター、横須賀市児童相談所、こども育成部こども青少年支援課、こども育成部こども健康課（南健康福祉センター）、教育委員会学校教育部支援教育課 |
| 事務局 | 福祉部障害福祉課 |

【こども支援会議の開催状況】

| | 開催日 | 内 容 |
|-------|---------------------------------|--|
| 第1回 | 平成28年 4月25日（月） | <ul style="list-style-type: none"> * 平成27年度の活動の方向性について * モデル事業の進行状況の報告 * サポートブックの今後の進め方について |
| 第2回 | 平成28年 6月20日（月） | <ul style="list-style-type: none"> * モデル事業の進行状況の報告 * 平成28年度 モデル事業のスケジュールの確認 * サポートブックの今後の進め方について |
| 第3回 | 平成28年 8月29日（月） | <ul style="list-style-type: none"> * モデル事業の進行状況の報告 * モデル事業の中間検証 * サポートブックの今後の進め方について |
| 説明会 | 平成28年 10月14日（金） 10月27日（木） | サポートブック（保護者・支援者向け）説明会を2回開催 <内容> <ul style="list-style-type: none"> * 本人理解・本人支援の身近なツールとなるように、サポートブックの趣旨や活用の方法等について、保護者や支援者に対して、周知した |
| 第4回 | 平成28年 10月17日（月） | <ul style="list-style-type: none"> * モデル事業の進行状況の報告 * モデル事業の総合的な検証に向けて * サポートブックの今後の進め方について * 平成29年度以降のこども支援会議のあり方について |
| 意見交換会 | 平成28年 12月14日（水） | サポートブックの有効活用に向けた意見交換会を開催 <内容> <ul style="list-style-type: none"> * モデル事業に協力してくれた保護者や障害児通所事業所・相談支援事業所・特別支援学校等の支援者で、サポートブックの本運用のルール作りや書式など、有効活用に向けた意見交換を行った |
| 第5回 | 平成28年 12月19日（月） | <ul style="list-style-type: none"> * モデル事業の進行状況の報告 * モデル事業の総合的な検証に向けて * サポートブック本運用に向けた検討 * 平成29年度以降のこども支援会議のあり方について |
| 第6回 | 平成29年 2月20日（月） | <ul style="list-style-type: none"> * モデル事業の総括 * サポートブックの推進計画について（今後の進め方について） * サポートブック本運用に向けた検討（整理事項） * 平成29年度以降のこども支援会議のあり方について |
| 研修会 | 平成29年 2月23日（木） | 家庭と福祉と教育の連携ツールとなるサポートブックを目指して！ ～ 子どもと家庭が主体となる教育計画の視点 ～ <内容> <ul style="list-style-type: none"> * 就学期における個別の教育支援計画等の重要性や関係機関との連携による将来を見据えた支援の方向性の共有化と役割分担の必要性などを、教育の視点から学び、「サポートブック」の活用方法の参考とした |

【平成 28 年度の活動成果】

◇ サポートブックモデル事業の取り組み（総括） ◇

1. 実施機関 障害とくらしの支援協議会 こども支援会議
2. 期 間 平成 27 年度～平成 28 年度（評価・検証も含めて）
3. 目 的 モデル事業での検証結果を踏まえ、全市的な運用ができるように、サポートブックが広く活用される仕組みを整えていくことを目指す。
4. 協力者 合計 38 名
＜対象者 ライフステージが変わる子を中心に（福祉サービスを利用する可能性が高い子）＞

《内訳》

＜平成 27 年度 作成者＞ 計 34 名

- * 未就学児 16 名（療育相談センター：ひまわり園 10 月入園児 10 名＋幼稚園児 1 名）
（こどもひろば風：年長児童 5 名）
- * 小学生 3 名（武山養護 6 年生：1 名、筑波大学附属久里浜特別支援 5・6 年生：2 名）
- * 中学生 3 名（市立養護 3 年生：2 名、武山養護 3 年生：1 名）
- * 高校生 12 名（武山養護 3 年生：4 名、岩戸養護 3 年生：8 名）

＜平成 28 年度 新規作成者＞ 計 4 名

- * 重症心身障害児 2 名（ひまわり園年長児：1 名、市立養護学校中学 3 年生：1 名）
- * 肢体不自由児（重複） 1 名（療育相談センター：早期療育教室 1 名）
- * 支援級在籍児 1 名（中学 2 年生）

5. モデル事業の内容とねらい

（1）ライフステージが変わる、福祉サービスを利用する子を中心にサポートブックを作成してもらい、進学先や卒業後の進路先・相談支援事業所等で試行的に活用する

- ⇒ ライフステージが移る時の引き継ぎ資料・参考資料としての検証
- ⇒ サポートブック(本人・保護者)を中心に、支援会議を開催
- ⇒ 保護者や支援者に対して、作成や活用について評価を実施

- * 使い勝手・記載内容、保護者の記入の負担、支援者等による協力の負担、活用場面、メリット・デメリット 等

（2）説明会・勉強会の開催

保護者・支援者ともにサポートブックが本人理解・本人支援のための身近なツールになるように、サポートブックの趣旨や活用の方法（メリット）等を広く周知する

- ⇒ 出席者から挙がる質問や意見を集約し、事業の検討に活かす
- ⇒ 本運用のルール作りの参考となる意見出し（モデル事業対象者と支援者の意見交換会）

（3）モデル事業の検証結果からサポートブックを活用した支援の効果と課題を整理し、本運用に向けて必要な準備を行う

6. 平成 28 年度 モデル事業の取り組み

(1) 平成 27 年度モデル事業協力児（保護者）のフォロー

【ねらい】 2 年間の継続フォローをすることで、サポートブックの内容がどう変化していくのか、支援（教育・福祉・保護者）に活かされる部分があるか等、本運用を見越して検証する。

<作成したサポートブックの更新・見直し> 平成 29 年度 要継続

- * 勉強会やケース会を開いて、「願い」や「日常生活のちから」部分を中心に成長したところを見直した。
- * 1 年の間に保護者が自主的にサポートブックの見直しをしたケースはなし。
- * ライフステージ移行後は子どもの生活が安定していると、成長の記録としての意味合いが強くなるため、サポートブックへの保護者のモチベーションは低い。
- * 保護者に対しては、適切な時期に支援者からの「声掛け」や見直し機会等の「フォロー」が必要。
 - ⇒ 少なくとも 3 年に 1 回、ライフステージが移る時には必ず見直しをして、次の支援機関にサポートブックが引き継がれる仕組みを作れると良い。
 - ⇒ 特に未就学児や小学校低学年は変化が大きいので、1 年に 1 回、学校の「学年末の面談」や相談支援事業所の「モニタリング」の時に、変化があった部分を見直せると良い。

<ライフステージが移る時の引き継ぎ資料・参考資料としての検証> 平成 29 年度 要継続

- * 養護学校 ⇒ 各学校の可能な範囲で活用。個別指導計画の参考にした、学校の個別ファイルに（写）を綴った、ケース会を開いた 等
- * 小 学 校 ⇒ 各学校によって扱いはさまざま。目を通した、時間を取って見てもらった、ケース会を開いた。
- * 卒後の進路先（福祉）・相談支援事業所
 - ⇒ 本人理解・本人支援の参考に活用。特に初回のアセスメント（契約面接など）の時に有効。各種の支援計画の参考に活用できる可能性あり。

<サポートブック（本人・保護者）を中心に、支援会議を開催> 平成 29 年度 要継続

- * モデル的に 4 件開催。家庭、学校、福祉事業所で行っている支援方法や子どもの願う姿（伸ばしたいところ）を共有し、それに向けて支援方針や支援の手だてを一致させ、日々の支援に活かすことを目指した。
 - ⇒ 現状は、子どものケース会議自体がほとんどなく、支援困難ケースに限って行われている。
 - ⇒ 家庭と教育・福祉等が連携して一貫性のある支援を行うためには、本人・保護者・支援者間で、学齢期は学校を中心として、「現状」・「今後目指す姿」、「具体的な手立てや支援の方向性」を共有する機会があるのが望ましいと考えられる。

<周知・活用に向けた説明会・勉強会> 平成 29 年度 要継続

- * 保護者・支援者を対象とした周知・活用に向けた説明会（2 回）、サポートブックの有効活用に向けた意見交換会（1 回）、独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 総括研究員 である 齊藤 由美子 氏 を講師にお招きした研修会（1 回）を実施した。
- * その他、各特別支援学校の教員や保護者向けの研修会、障害児通所支援事業所連絡会の勉強会、支援教育コーディネーター研修会などで、個別に周知等を実施した。

(2) 平成 28 年度サポートブック新規作成

<特別支援学級在籍児>

- * 説明会に参加し、興味を持った保護者が作成。利用している福祉事業所や高等部進学の際に活用予定。

<重症心身障害児（未就学児）>

- * 知的障害と必要な情報が異なる。からだの部分、配慮事項など、別シートが必要という要望あり。日常生活のちからの部分は、「安定した生活を送るための必要な支援」を重視して記入してもらう必要あり。肢体用の様式を付録として追加した。

7. サポートブックが目指すもの

- * 児童期は、子どもが将来大人になった時に、一人ひとりの「自立」と「社会参加」をするために、「自己決定」の力を育み、その子が持つ強みや良さを伸ばすとても大切な時期。
それゆえ、学校や福祉等、それぞれの機関で行われる支援は、その子どもの「家庭」や「地域」での「現在」の生活の質の向上につなげることはもとより、子どもと家族の「将来」の生活にも意識を向けることが大事。
- * 子どもと保護者の望む未来（一番星）を共有し、教育・福祉等それぞれの支援機関が適切な役割分担の下、一番星の実現に向けて、関係機関が連携して支援することがとても大切である。
- * 子どもと保護者の一番星に寄り添い、その実現のための一助となる連携支援ツールとなるように、サポートブックをみんなで育てていきたい。

◇ サポートブックは、障害のある児童について、本人の生育歴や相談・判定歴などの「**基礎的な情報**」や家族の願いなどの「**支援の方向性**」の参考となる情報が記載された「相談・支援ファイル」。サポートブックの活用により、教育・福祉・家庭等の関係機関における「**情報の共有**」と、「**支援の方向性を共有化**」を目指している。

8. サポートブックを本運用するための課題

- 作成後の更新・見直しが必要（成長によって変わる部分）
- 作成時や作成後に必要な支援を行う体制が必要
- 活用場面の積み上げが必要
 - * 面接時や計画作成時の基礎資料としての活用、ライフステージが移行する時の引き継ぎ資料としての活用、障害基礎年金の申請にサポートブックを活用できるように関係機関と連携して検証、サポートブック（本人・保護者）を中心にして、支援会議を開催 など
- サポートブックの活用漏れ、周知不足
 - * 説明会や勉強会を保護者・支援者双方に行い、活用場面やフォロー体制を広げていく

9. サポートブック本運用の展開（方向性）

- 平成 29 年度から、サポートブック推進事業をスタートさせる。
- 数年をかけて、段階的かつ計画的に対象を拡大していくことが必要
 - * 作成や活用、その後のフォローをしっかりとするために、初年度の対象は、フォロー体制を取りやすい療育相談センター・市内の特別支援学校在籍児を中心とする。
 - * 加えて、希望者（説明会等で関心を持ってくれた支援級在籍児等）を対象とする。
- モデル事業で検討を重ねてきたが、本運用後も「更新や見直しの効果」「活用場面」等、継続的な評価を行い、数年後の事業の見直し（評価を踏まえた上での改良）が必要である。

平成28年度
横須賀市 障害とくらしの支援協議会

<参考資料>

1. 協議会の設置要綱

○ 横須賀市障害とくらしの支援協議会設置要綱

平成20年8月1日

(総則)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、横須賀市障害とくらしの支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、全体会、実務者運営会議、つながり創り連絡会、個別支援調整会議及び課題別会議によって組織する。

2 全体会は、実務者運営会議、つながり創り連絡会、個別支援調整会議及び課題別会議において協議された事項について、各関係者で情報を共有し、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害児者等に対する支援及び関係機関の連携に関するシステム全体に関すること。
- (2) 協議会の年間活動方針に関すること。
- (3) 協議会の組織に関すること。
- (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

3 実務者運営会議は、協議会が円滑に機能するための環境整備のため、次の各号に掲げる事項について協議し、その結果を全体会に報告する。

- (1) 障害児者等の支援に係る情報交換に関すること。
- (2) 協議会の運営スケジュール等の調整に関すること。
- (3) 課題別会議で協議する課題の設定に関すること。

4 つながり創り連絡会は、次の各号に掲げる連絡会で構成し、それぞれ当該各号に掲げる事項について協議し、それらの結果をそれぞれ実務者運営会議に報告する。

- (1) くらしを支える連絡会 地域生活を支えるために、今ある資源の状況把握、有効活用等、具体的なサービス提供のあり方について
- (2) 支援ネットワーク連絡会 相談支援機関の役割分担等の地域の相談支援体制のあり方及びサービス等利用計画等の効果的な推進方法について
- (3) しごと支援連絡会 企業情報の共有化、職場定着支援等による一般就労に対する支援及び受注機会の拡大等による福祉的就労の場の充実について

5 個別支援調整会議は、具体的な困難事例について協議し、その結果を実務者運営会議に報告する。

6 課題別会議は、つながり創り連絡会及び個別支援調整会議から報告された課題のうち特に協議するべきものと実務者運営会議で定めたものについて協議し、その結果を実務者運営会議に報告する。

(全体会)

第3条 全体会は、委員25人以内をもって組織する。

2 全体会の委員は、別表第1に掲げる課、別表第2に掲げる関係機関、相談支援事業者及び障害福祉サービス事業者に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するもの並びに障害者及びその家族の代表者をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 全体会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

第5条 全体会は、会長が招集する。

2 全体会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(実務者運営会議)

第6条 実務者運営会議の委員は、別表第2に掲げる関係機関、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他障害福祉に関する関係機関に所属する者のうちから会長が指名するものをもって組織する。

第7条 実務者運営会議に委員長を置き、実務者運営会議の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、実務者運営会議の委員の任期、委員長の職務及び実務者運営会議の会議について準用する。

(つながり創り連絡会)

第8条 暮らしを支える連絡会、支援ネットワーク連絡会及びしごと支援連絡会の委員は、別表第1に掲げる課、別表第2に掲げる関係機関、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他障害福祉に関する関係機関に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するもの並びに障害者及びその家族の代表者をもって組織する。

第9条 暮らしを支える連絡会、支援ネットワーク連絡会及びしごと支援連絡会にそれぞれ会長を置き、暮らしを支える連絡会、支援ネットワーク連絡会又はしごと支援連絡会の委員がそれぞれ互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、暮らしを支える連絡会、支援ネットワーク連絡会及びしごと支援連絡会の委員の任期、会長の職務及び暮らしを支える連絡会、支援ネットワーク連絡会及びしごと支援連絡会の会議について準用する。

(個別支援調整会議)

第10条 個別支援調整会議の委員は、相談支援事業者及び福祉部障害福祉課に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するものをもって組織する。

第11条 個別支援調整会議にコーディネーターを置き、個別支援調整会議の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、個別支援調整会議の委員の任期、コーディネーターの職務及び個別支援調整会議の会議について準用する。

(課題別会議)

第12条 課題別会議の委員は、別表第1に掲げる課、別表第2に掲げる関係機関、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他障害福祉に関する関係機関に所属する者のうち、それぞれの長が推薦するもの並びに障害者及びその家族の代表者をもって組織する。

第13条 課題別会議に委員長を置き、課題別会議の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、課題別会議の委員の任期、委員長の職務及び課題別会議の会議について準用する。

(秘密等の保持)

第14条 全体会、実務者運営会議、つながり創り連絡会、個別支援調整会議及び課題別会議の委員並びにこれらの会議に出席した者等協議会の関係者は、障害児者等の個人情報の保護に十分留意し、正当な理由なくその職務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第15条 横須賀市障害とくらしの支援協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、横須賀市障害とくらしの支援協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、全体会の同意を得て会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

(経過規程)

2 第3条第3項の規定(第7条第3項及び第9条第3項の規定により準用される場合を含む。)にかかわらず、この要綱の施行後初めて任命された委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第3条第2項、第6条、第8条、第12条関係)

- 1 福祉部障害福祉課
- 2 健康部保健所健康づくり課
- 3 こども育成部こども青少年支援課
- 4 教育委員会事務局学校教育部支援教育課

別表第2(第3条第2項、第6条、第8条、第12条関係)

- 1 横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会
- 2 横須賀市障害関係施設協議会
- 3 横須賀・三浦作業所連絡会
- 4 横須賀市精神障害者地域生活支援連合会
- 5 横須賀グループホーム連絡会
- 6 障害者施策検討連絡会
- 7 よこすか障害者就業・生活支援センター
- 8 横須賀商工会議所
- 9 横須賀市社会福祉協議会
- 10 横須賀市民生委員児童委員協議会
- 11 横須賀市障害福祉相談員連絡会
- 12 横須賀市療育相談センター
- 13 神奈川県立武山養護学校
- 14 神奈川県鎌倉保健福祉事務所
- 15 横須賀市児童相談所

2. 協議会の傍聴に関する要領

○ 横須賀市障害とくらしの支援協議会の会議の傍聴に関する実施要領

(総則)

第1条 この要領は、横須賀市障害とくらしの支援協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 協議会は、個別支援調整会議を除き、原則として公開とする。

- 2 協議会の公開の対象となる会議（以下「会議」という。）は、全体会、実務者運営会議、つながり創り連絡会及び課題別会議とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、会議の検討内容等で個人情報を取り扱う場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合には、会議の長の判断により、これを非公開とすることができる。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴者の定員は、原則として5人とする。

- 2 傍聴の申し込みの受付は、会議の開催の当日、所定の場所において開会の30分前から行い、15分前に締め切るものとする。
- 3 傍聴を希望する者が第1項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

(傍聴章)

第4条 抽選により選出された傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

- 2 抽選により選出された傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議の委員等の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 会議の長が認めた場合以外の飲食はしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) コンピュータは会議の妨げとならないよう使用すること。
- (8) むやみに席を離れないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第6条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、会議の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第4条第1項関係）

| |
|------------------------|
| No 横須賀市障害とくらしの支援協議会 |
| 傍 聴 章 |
| (お帰りの際は事務局へお返してください。) |

横須賀市 障害とくらしの支援協議会 事務局

(横須賀市福祉部障害福祉課)

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

TEL. 046-822-9837 FAX. 046-825-6040

e-mail : hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

URL : <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp>

